二　当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。特に、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合わせ等に常時対応する担当者が置かれていること。

三　厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うものであること。

四　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定（雇用保険法第六十条の二第一項の規定による指定をいう。以下同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であった者で、その取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であること。

ロ　当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員のうちに、イに該当する者があること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。

五　教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施するものであること。

2　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、当該教育訓練の内容及び期間等が、次のいずれかに該当するものであること。

イ　雇用保険法施行規則第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」という。）については、次のいずれにも該当するものであること（ロに該当するものを除く。）。

(1)　次のいずれにも該当するものでないこと。

(i)　趣味的又は教養的な教育訓練

(ii)　入門的又は基礎的な水準の教育訓練

(iii)　職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの

(2)　次のいずれかに該当するものであること。

(i)　公的職業資格（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。以下同じ。）又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。

(ii)　(i)に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。

(3)　次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の修士課程若しくは博士課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程（以下「養成課程」という。）については、三年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(i)　通学制　訓練期間が一ヶ月以上一年以内であり、かつ、受講時間が五十時間以上であること。

(ii)　通信制　訓練期間が三ヶ月以上一年以内であること。

ロ　専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　イ(1)(i)及び(ii)に該当するものでないこと。

(2)　次のいずれかに該当するものであること。

(i)　公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。）の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、一年以上三年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、職業能力開発局長の定める訓練期間が一年未満の養成課程を含む。）。

(ii)　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであって、当該教育訓練の期間が二年であること。

(iii)　学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が二年以内（資格の取得につながるものにあっては、三年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。

二　教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。

ロ　当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。

ハ　当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。

ニ　当該教育訓練を修了した者における目標資格等（当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。）に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。

三　当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。

四　当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

五　当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。

ロ　目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　第一号ロ(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(2)　第一号ロ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(3)　第一号ロ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第百九条第二項及び第三項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

六　当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。